知っておきたい

国民年金の制

学生的付 特例制度

20歳以上の学生で国民年金保険料の納 付が困難なときは、 「学生納付特例」 申請し、承認を受けると、承認された期 間の保険料は納付が猶予されます。

提出先/富士年金事務所、または国 保年金課 ださい。 国民年金担当

※代理人が申請する場合は、

委任状

前納用納付書をご利用ください。

2年前納は、事前に申込みが必要で

|国民年金保険料納付案内書]の中の

|旬に日本年金機構から送付される

6か月前納及び1年前納は、

4月

給資格者証などをお持ちください。

と代理人の身分証明書をお持ちく

ませんが、10年以内であれば、その期 は、老齢基礎年金の受給額に反映され 10年以内なら後で納めることが可能 学生納付特例の承認を受けた期間

が上乗せされる場合があります。 給額を増やすことができます。 ただし、経過期間に応じた加算額

令和6年度の納付書(現金等)による国民年金保険料納付額・割引額早見表

	1か月分	6か月分	1年分	2年分
毎月納付	16,980円	101,880円	203,760円	413,880円
前納	_	101,050円	200,140円	398,590円
割引額	_	830円	3,620円	15,290円

- 6か月前納は、前期(4~9月分)と後期(10月~令和7年3月分)です。
- ●申出により、任意の月から当年度末または翌年度末までの保険料を 前納することができます。

※1枚の納付書の金額が30万円を超

用の納付書をご利用ください。

える場合は、コンビニエンスストア

※通常の納付書でまとめて前払いを

しても割引されません。必ず前納

する必要があります。 日(木))までに、

前納制度

令和6年度の国民年金保険料は、 月額1万6,980円です。皆さんに、 お得な「前納」制度を紹介します。

が長いほどお得になります!

●前納方法

ます。左上の表のように、前納期間

前払いすることで、

割引が適用され

前納用の納付書を使ってまとめて

「前納」制度とは

●令和7年度の国民年金保険料は月額1万7,510円です。

※退職して学生になった場合は、雇用

ー)または在学証明書(原本)

保険被保険者離職票、

雇用保険受

持ち物/基礎年金番号が分かるもの

学生で、前年所得が一定以下の人

身分証明書、学生証(両面のコピ

門学校などに在学する20歳以上の

象/大学(大学院)、短大、高等専

で手続をする必要

受けられない場合があります。

学生納付特例の申請が遅れると、

ずに保管してください。

請期間に該当する納付書は使わ されます。通知が届くまで、申 か月後に日本年金機構から通知

万一の際に障害基礎年金などを

はありません。

要事項を記入して

届いた人は、必

書が4月に送付されます。

ら令和6年度分のはがき形式の申請

を受けている人は、

日本年金機構か

審査結果は、申請してから約2

ご注意ください

の誕生日の前日から受付)。

令和5年度に学生納付特例の承認

ら始まります(20歳未満の人は20歳

令和6年度分の申請受付は4月か

ごとに申請書の提出が必要です。

遡って申請できます。

ただし、年度

間の保険料を納めること (追納)

で受

か月前までの在学期間について、

学生納付特例制度とは

学生納付特例は、

申請日から2年

返送すれば、窓口

ウェブサイトは こちら 日本年金機構の

問合せ/富士年金事務所 **261-1900**

金

融機関の窓口をご利用ください。 による電子決済ができません。 での支払いやスマートフォンアプリ ださい。

に富士年金事務所にお問い合わせく す。納付期限がありますので、お早め

※納付書による前納は、

4 月 30 日

(火) (6か月前納の後期は10月31

保険料を納付